

多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議の開催について（案）

令和元年6月18日
すべての女性が輝く社会づくり本部決定

1. すべての女性が輝く社会づくり本部の下、DVをはじめとする多様な困難に直面することにより、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する支援等について、ニーズに沿った支援を行う民間シェルターや相談センター等との連携とともに、支援策の充実などを政府一体となって推進するため、多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成員は次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加すること及び関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議　　長	内閣官房副長官補
議長代理	内閣府審議官
構　成　員	内閣府男女共同参画局長
	警察庁長官官房総括審議官
	法務省大臣官房司法法制部長
	法務省人権擁護局長
	文部科学省総合教育政策局長
	厚生労働省子ども家庭局長
3. 連絡会議の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。